

◎ 一時転用であることの証明書の例

◆ 一時転用する農地等又は特定農業用施設の所在、地番、面積及び利用者の氏名を記入すること。

◆ 農地等又は特定農業用施設を一時転用する者の住所、氏名及び転用期間を記入すること(なお、この期間は3年以内であることが必要)。

◆ 受給権者が経営継承の相手方から返還を受けて一時貸付をした場合は、受給権者の氏名を記入すること。

また、経営継承の相手方が受給権者に当該農地等を返還せずに、一時貸付をした場合は、起業者の氏名及び問合せ先を記入すること。

◆ 一時転用する農地等の用途を記入し、(1)~(3)の該当する事由を○で囲むこと。
(1) 次の施設の設置に欠くことのできない通路、土石の捨場、材料置場、職員の詰所又は宿舎とする場合

①農業用施設、②農地等その他の農業資源を公衆の保健の用に供するための施設、③農家生活の改善に資する施設、④主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設、⑤就業機会の増大に寄与する施設、⑥主務大臣が定める事業のために欠くことのできない施設等

(2) 砂利採取として一時転用が行われる場合(「砂利採取法第16条の規定による認可」を受けた砂利採取業者により当該認可に係る採取計画に従って行われる採取に限る。)

(3) 試験研究、発掘調査その他特別の目的に供される場合

(給付-18-1)

一時転用であることの証明書

1 一時転用する物件等の表示

所 在	地 番	面 積	転用許可前の農地等又は特定農業用施設の利用者の氏名
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

2 一時転用する者の住所・氏名及び転用期間

住 所 _____

氏 名 _____

期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の返還若しくは移転又は設定をした日から3年以内に、返還又は移転若しくは設定をした特定処分対象農地等及び特定農業用施設のすべてについて、譲受者より返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を行うことを確約します。

受給権者又は起業者の氏名

問合せ先
担当部署:
担当者名:
電 話:

※経営継承の相手方が受給権者に当該農地等を返還せずに、一時貸付をした場合は、起業者の氏名及び問合せ先を記入すること。

4 独立行政法人農業者年金基金法施行規則第33条第1号又(1)、(2)、(3)に該当する事由

(1) 用 途 : _____
(2) 事 由 : (1) ・ (2) ・ (3) (該当するものに○印)

一時転用は、上記のとおり相違ないことを証明(確認)する。

令和 年 月 日

農業委員会
会 長

◆ 必ず年月日を記入すること。